

青森県報

第三千八百十二号

平成二十一年
五月十一日
(月曜日)

目次

告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…… (人事課) …… 一

公有水面埋立ての免許…… (整備課) …… 二

二級河川の指定…… (河川砂防課) …… 三

出先機関

土地改良区の役員就任…… (県北地域局) …… 四

右 同 …… (同) …… 四

土地改良区の定款変更の認可…… (同) …… 四

右 同 …… (同) …… 四

土地改良事業計画変更の認可…… (同) …… 四

土地改良事業の完了…… (同) …… 四

公安委員会

警備員等の検定の実施…… (生活安全課) …… 五

告

示

青森県告示第三百二十七号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員)

の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、一三七円	一三、三七九円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一九円	一三、三七九円
二十五歳以上三十歳未満	五、八五一円	一三、五九九円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇四円	一六、五四九円
三十五歳以上四十歳未満	六、九二〇円	一九、七〇三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二七円	二三、一四一元
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九二円	二四、五八一円
五十歳以上五十五歳未満	六、六〇〇円	二四、八三六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九六七円	二三、四二一元
六十歳以上六十五歳未満	四、六五〇円	二〇、七五六円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一五、一三〇円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、三七九円

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百二十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十一年四月二十二日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十一年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

下北郡大間町大字大間字大間一〇四

大間町

2 代表者の住所及び氏名

下北郡大間町大字大間字大間一〇四

大間町長 金澤満春

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字奥戸字八森五番地、二番一、二番七、三四番三、三四番一、三四番四及び三六番二〇の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から㉑の地点までを順次結んだ線及び㉒の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四一度二八分一三秒二六七四

東経 一四〇度五三分一三秒四一一六

の地点 北緯 四一度二八分一三秒二五〇五

の地点	東経	一四〇度五三分一六秒〇六六五
の地点	北緯	四一度二八分二秒八五三五
の地点	東経	一四〇度五三分一六秒〇六一〇
の地点	北緯	四一度二八分二秒八二七五
の地点	東経	一四〇度五三分二〇秒一五〇三
の地点	北緯	四一度二八分二秒一〇七四
の地点	東経	一四〇度五三分一九秒七五五七
の地点	北緯	四一度二八分一三秒六三五九
の地点	東経	一四〇度五三分一九秒五二一一
の地点	北緯	四一度二八分一三秒八九八四
の地点	東経	一四〇度五三分一八秒九九八一
の地点	北緯	四一度二八分一三秒七八五一
の地点	東経	一四〇度五三分一八秒五六五八
の地点	北緯	四一度二八分一三秒四四四五
の地点	東経	一四〇度五三分一八秒一三一〇
の地点	北緯	四一度二八分一三秒四六四〇
の地点	東経	一四〇度五三分一七秒七〇〇二
の地点	北緯	四一度二八分一三秒四二五七
の地点	東経	一四〇度五三分一七秒二六八七
の地点	北緯	四一度二八分一三秒四二三九
の地点	東経	一四〇度五三分一六秒八三七七
の地点	北緯	四一度二八分一三秒三九二九
の地点	東経	一四〇度五三分一六秒四〇六四
の地点	北緯	四一度二八分一三秒六七三六
の地点	東経	一四〇度五三分一五秒九七八五
の地点	北緯	四一度二八分一三秒六七五二
の地点	東経	一四〇度五三分一五秒五四七五
の地点	北緯	四一度二八分一三秒五三六五
の地点	東経	一四〇度五三分一五秒一一四九
の地点	北緯	四一度二八分一三秒四七八八
の地点	東経	一四〇度五三分一四秒六八三二
の地点	北緯	四一度二八分一三秒五〇六四

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡大間町大字奥戸字八森五番地、二番一、二番七、三四番三、三四番一、三四番四及び三六番二〇の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、イの地点からタの地点までを順次結んだ線及びタの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 北緯 四一度二八分一四秒七三一九
東経 一四〇度五三分一三秒一五一五
- ロの地点 北緯 四一度二八分一四秒六八三一
東経 一四〇度五三分二〇秒八一〇四
- ハの地点 北緯 四一度二八分一三秒五四八五
東経 一四〇度五三分二〇秒九三七二
- ニの地点 北緯 四一度二八分二秒七六五〇
東経 一四〇度五三分二〇秒四七四三
- ホの地点 北緯 四一度二八分二秒〇一六〇
東経 一四〇度五三分二〇秒〇六六九
- ヘの地点 北緯 四一度二八分二秒五四七八
東経 一四〇度五三分一九秒八三四〇
- トの地点 北緯 四一度二八分一〇秒七三〇四
東経 一四〇度五三分一九秒八二四八
- チの地点 北緯 四一度二八分一〇秒九〇九〇
東経 一四〇度五三分一八秒九八七〇

3 面積

六、六六八・四七平方メートル

リ の地点 北緯 四一度二八分一〇秒〇九三七
東経 一四〇度五三分一八秒七七三五

又 の地点 北緯 四一度二八分一〇秒一三〇二
東経 一四〇度五三分一八秒二二七五

ル の地点 北緯 四一度二八分一〇秒一七〇九
東経 一四〇度五三分一六秒八三四八

ヲ の地点 北緯 四一度二八分一〇秒一九〇〇
東経 一四〇度五三分一三秒八一七九

ワ の地点 北緯 四一度二八分一〇秒三五四八
東経 一四〇度五三分一三秒三九〇一

カ の地点 北緯 四一度二八分一〇秒六四八四
東経 一四〇度五三分一三秒〇九二三

ヨ の地点 北緯 四一度二八分一四秒四二六一
東経 一四〇度五三分一三秒二二三三

タ の地点 北緯 四一度二八分一四秒四二五四
東経 一四〇度五三分一三秒一四八六

3 面積

一八、八〇七・一七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第三百二十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項の規定により、二級河川を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

田名部川水系

名称	上流端	区	下流端
			間

小川放水路	小川からの分派点	田名部川への合流点
金谷川	むつ市金谷二丁目二六五番二地先の 金谷三号橋下流端	小川放水路への合流点
越葉川	左岸 むつ市金谷二丁目二〇二番一 四地先の金谷連絡橋下流端 右岸 むつ市金谷二丁目一五番六 地先の金谷連絡橋下流端	小川放水路への合流点

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年五月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	蛸名 政美	上北郡東北町大字上野字上野六七の一	平成三・三・九

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年五月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	甲田 友廣	上北郡七戸町字季沢家ノ前四〇の五八	平成三・三・七

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年五月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大豆田土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年五月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大豆田土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十一年三月三十日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

事業名 維持管理

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十一年五月十一日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
二十年災農用地施設災害復旧事業 三九一	七戸町	平成三・三・一〇
二十年災農用地施設災害復旧事業 三九二	〃	三・一・三
二十年災農用地施設災害復旧事業 三九一〇一	〃	三・三・一四

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十七号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十一年五月十一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十一年八月二十二日（土）午前九時から午後四時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第一号に規定する空港保安警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 乗客等の接遇に関すること。

(4) 手荷物等検査に関すること。

(5) 空港に関すること。

(6) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 乗客等の接遇に関すること。

(2) 手荷物等検査に関すること。

(3) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十一年六月八日(月)から同年六月三十日(火)までの間(土曜日、日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受験票、筆記用具、運動靴を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭